

# 九頭竜浄水施設更新事業

## 入札説明書

令和8年4月13日

福井市上下水道局

## 目 次

第1 対象事業に関する事項.....	2
1 事業内容に関する事項.....	2
第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1 事業者の募集及び選定方法.....	7
2 事業者の募集及び選定の手順.....	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	11
4 審査及び選定に関する事項.....	17
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	19
1 事業契約に関する基本的な考え方.....	19
2 業務分担と予想されるリスク分担.....	19
3 求められる業務水準.....	19
4 事業者の収入.....	19
5 事業者の事業契約上の地位.....	19
6 履行保証等に関する事項.....	19
7 保険.....	19
8 市による事業の実施状況のモニタリング.....	20
9 市の支払いに関する事項.....	20
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	21
1 施設の概要及び規模.....	21
第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	26
1 係争事由に係る基本的な考え方.....	26
2 管轄裁判所の指定.....	26
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	26
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	26
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	26
3 その他.....	26
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	27
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	27

2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	27
3	その他の支援等に関する事項.....	27
第8	その他、本事業の実施に関し必要な事項.....	27
1	議会の議決（債務負担行為）.....	27
2	入札参加に伴う費用負担.....	27
3	入札保証金.....	27
4	提出書類の取扱い.....	27
5	情報の提供.....	27
6	環境への配慮.....	28
7	生活環境影響調査.....	28
8	本事業において使用する言語等.....	28
9	入札説明書等に関する問い合わせ.....	28
別紙1	事業スキーム.....	29
別紙2	業務分担.....	30
別紙3	リスク分担.....	31
別紙4	低入札価格調査の流れ.....	33

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

本事業	: 九頭竜浄水施設更新事業をいう。
DB方式	: 市が資金調達し、設計業務 (Design)、工事業務 (Build) を民間事業者に包括的に委託する方式をいう。
提案書	: 入札説明書等に基づき作成される書類・図書をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業若しくは企業のグループをいう。
落札者	: 市と事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
事業者	: 市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
代表企業	: 事業者を代表する者をいう。本事業の入札参加資格の申請、入札手続き等を行う。
構成企業	: 入札参加者を構成する者をいう。
協力企業	: 事業者から工事の一部を請け負う、又は業務の一部を受託する者をいう。
市内業者	: 登記事項証明書上の本店（個人の場合は、営業の拠点をいう）が福井市内にある者をいう。
準市内業者	: 登記事項証明書上の本店（個人の場合は、営業の拠点をいう）は福井市外であるが、福井市内に契約の締結等の権限を委任された支店等があり、法人にあっては、福井市に法人市民税の事業所開設届を提出している者をいう。ただし、委任された支店等と他の支店等との重複登録及び委任された支店等の代表者と他の支店等（本店を含む。）の代表者との重複（兼任）は認めない。
県内業者	: 登記事項証明書上の本店（個人の場合は、営業の拠点をいう）が福井県内にあり、かつ本店及び契約の締結等の権限を委任された支店等が、福井市内にない者をいう。
県外業者	: 登記事項証明書上の本店（個人の場合は、営業の拠点をいう）が福井県外にあり、かつ契約の締結等の権限を委任された支店等が、福井市内にない者をいう。
共同企業体	: 本事業の設計・工事を行う企業によって結成する企業体をいう。
基本協定	: 事業契約の締結に向けて、本事業開始のための準備行為等基本的な事項を定めるもので、市と落札者が締結する協定をいう。
事業契約	: 基本契約、本事業に係る設計・工事請負契約の総称をいう。
基本契約	: 本事業における主要な事項について定めるもので、市と事業者が締結する契約をいう。
設計・工事請負契約	: 設計・工事業務に係る事項について市と共同企業体が締結する契約をいう。
モニタリング	: 事業者が事業契約に基づき提供するサービスの水準を市が監視（測定・評価）することをいう。

本入札説明書は、福井市上下水道局（以下、「市」という。）が実施する本事業について、事業の概要及び本事業を委託する事業者の募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものであり、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえて、必要な入札書類を提出することとする。

## 第1 対象事業に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

九頭竜浄水施設更新事業

#### (2) 事業の対象となる公共施設等の種類

福井市上水道施設

#### (3) 公共施設の管理者の名称

福井市上下水道事業管理者 塚谷 朋美

#### (4) 事業の目的

九頭竜浄水場は、福井大橋付近の九頭竜川左岸に位置し、市内浄水施設の施設能力の7割を超える最も重要な基幹施設である。しかし、建設後50年近くが経過し、老朽化や耐震性の課題から更新の時期を迎えている。

そこで本事業では、民間事業者の技術力やノウハウを最大限に活用して効率的な施設更新とコストの削減を図り、将来にわたって持続可能な水道事業とすることを目的として、既存浄水施設（表流水処理施設等）を運用させながら施設の更新を行うものである。

(5) 対象施設の概要

ア 対象施設

対象施設			適用
1. 新設対象施設	1-1	導水施設	本敷地隣接道路から導水管を分岐し着水井に接続するまでの配管類
	1-2	浄水施設	着水井 薬品混和池 フロック形成池 薬品沈澱池（傾斜板） 急速ろ過池 中間ポンプ井・薬注棟 場内連絡管路
	1-3	排水処理施設	浄水施設から排水処理施設（既設）に接続するまでの配管類
	1-4	機械・電気・計装設備	着水井設備 混和池設備 フロック形成池設備 沈澱池機械設備 急速ろ過池内設備 中間ポンプ設備 薬品注入設備（ポリ塩化アルミニウム（PAC）、苛性ソーダ、次亜塩素酸ナトリウム） サンプリング系統 受変電設備（仮設）※ 運転操作設備 計装設備 中央監視設備（改造）※
	1-5	その他	場内整備 雨水調整池

※ それぞれの設備内容は、要求水準書の以下の頁を参照。

受変電設備（仮設）：P. 24（第2.3(2)ク）

中央監視設備（改造）：P. 27（第2.3(2)シ）

次頁へ続く

対象施設			適用
2. 既設流用 施設	2-1	取水施設	中ノ郷取水場
	2-2	浄水施設	管理棟
	2-3	配水施設	第1配水池 第2配水池 配水ポンプ棟 送水ポンプ棟
	2-4	排水処理 施設	排水池 排泥池 濃縮槽 天日乾燥床

イ 対象業務

区分	工事範囲	適用
土木工事	①着水井、薬品混和池、薬品沈澱池 ②急速ろ過池 ③中間ポンプ井・薬注棟 ④場内整備工事（造成盛土含む） ⑤雨水調整池整備工事	既設と新設を切替え、更新を行う。
建築工事	①着水井、薬品混和池、薬品沈澱池 ②急速ろ過池 ③中間ポンプ井・薬注棟	上屋の築造を行う。
管工事	①配管工事	
機械工事	①着水井設備 ②混和池設備 ③フロック形成池設備 ④薬品沈澱池設備 ⑤急速ろ過池設備 ⑥中間ポンプ井設備 ⑦薬品注入設備（ポリ塩化アルミニウム (PAC)、苛性ソーダ、次亜塩素酸ナトリウム） ⑧サンプリング系統	
電気・計装設備工事	①計装設備 ②受変電設備（仮設）※ ③運転操作設備 ④中央監視設備（改造）※	
実施設計業務	①事前調査 ②実施設計 ③設計に伴う各種申請資料作成	
その他	①本工事で発生する廃棄物等の処理及び処分 ②建築確認申請に必要な書類作成 ③土壌汚染対策法関連申請に必要な書類作成 ④その他事業の実施に必要な申請に必要な書類作成	

※ それぞれの設備内容は、要求水準書の以下の頁を参照。

受変電設備（仮設）：P. 24（第2.3(2)ク）

中央監視設備（改造）：P. 27（第2.3(2)シ）

(6) 事業方式

本事業は、九頭竜浄水場における浄水施設の更新について、設計・施工を一括で発注する方式（DB方式）により実施する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和9年3月下旬）の翌日から、令和15年3月31日までの約6年間とする。

(8) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりである。

表1 事業スケジュール

項目	日程
基本協定の締結	令和9年1月下旬
事業契約の締結	令和9年3月下旬
設計・工事期間	事業契約締結日の翌日～令和15年3月31日（6年間）
事業終了	令和15年3月31日

(9) 関連法令等の遵守

本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令、条例、規則及び要綱を遵守するものとし、最新のものを適用する。詳細については、要求水準書のとおりである。

(10) 予定価格

本事業の予定価格は、以下のとおりである。

金 12,900,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式」により行う。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは以下のとおりである。

表2 事業者の募集・選定スケジュール

日 程	内 容
令和8年4月13日	入札説明書等の公表
令和8年4月13日～4月17日	現地視察の受付
令和8年4月24日	現地視察
令和8年4月27日	現地視察予備日
令和8年4月13日～5月8日	入札説明書等に関する質問の受付
令和8年6月12日頃	入札説明書等に関する質問の回答公表
令和8年6月29日～7月3日	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和8年7月23日まで	資格審査結果の通知
令和8年7月24日まで	技術的対話に関する事前質問の受付
令和8年8月3日～7日	技術的対話
令和8年9月上旬	技術的対話の回答公表
令和8年10月6日～10月8日	入札書及び提案書の受付
令和9年1月	提案書に関するヒアリング及び開札
令和9年1月中旬	落札者の決定及び公表
令和9年1月下旬	基本協定の締結
令和9年3月下旬	事業契約の締結

#### (2) 応募手続き等

##### ア 現地視察

現地視察を以下のとおり開催する。

参加を希望する者は、事前に申込書（様式I-9）により申込みを行う。

##### (イ) 受付期間

令和8年4月13日(月) ～ 4月17日(金) 午後4時まで

(イ) 開催日時及び開催場所

開催日時：令和8年4月24日（金） 予備日 令和8年4月27日（月）  
いずれも午前10時から午後4時までの市が指定した2時間程度  
開催場所：九頭竜浄水場 敷地内  
福井市北野下町21-35

(ウ) 提出方法

様式I-9に記入のうえ、電子メールにより、水道施設課宛に提出する。なお、提出者は電話により確認を行うこと。現地視察の集合時間及び集合場所については、後日参加希望者へ通知する。

イ 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和8年4月13日（月） ～ 5月8日（金） 午後4時まで

(イ) 提出方法

様式I-1～7に記入のうえ、電子メールにより、水道施設課宛に提出する。なお、提出者は電話により確認を行うこと。

(ウ) 入札説明書等に対する質問の回答

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、令和8年6月12日（金）を目途に、市のホームページにて公表する。なお、質問を行った者の企業名及び個人名は公表しない。

また、本入札説明書等に直接関連しない質問に対しては、回答をしない場合がある。

ウ 参加表明書及び資格審査申請書類の受付

入札参加資格確認申請書等は、様式II-1～8に記入の上、以下のとおり受け付ける。なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式V）を提出すること。

入札参加申請を取り下げた場合、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。入札辞退届提出の最終期限は、提案書提出期限前日の午後4時までとする。

(ア) 受付期間

令和8年6月29日（月） ～ 7月3日（金） 午後4時まで

(イ) 提出方法

参加表明書及び参加資格審査申請書類一式を封筒に入れ、水道施設課に持参とし、その他の方法による提出は認めない。

(ウ) 提出書類

様式Ⅱ－１	参加資格審査申請時必要書類一覧表	１部
様式Ⅱ－２	参加表明書	１部
様式Ⅱ－３	共同企業体構成企業一覧	１部
様式Ⅱ－４	委任状（代表企業）	１部
様式Ⅱ－５	入札参加資格確認申請書	１部
様式Ⅱ－６	構成企業の実績に関する調書	各１部
様式Ⅱ－７	配置予定の統括責任者及び監理技術者に係る調書	１部
様式Ⅱ－８	配管工事の担当技術者に係る調書	１部
添付資料	入札参加者の資格を証明する書類の写し	各１部

エ 資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、令和８年７月２３日（木）までに、入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。なお、入札参加資格がないと認められた入札参加者は入札書及び提案書（以下「提案書等」という。）の提出をすることができない。

入札参加資格がないとされた入札参加者は、市に対して入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができる。

提出期限は、令和８年７月３１日（金）の午後５時までとする。

オ 技術的対話

本事業の目的、要求水準の基本的考え方を踏まえて、落札者決定基準に示した定量化審査に関する考え方及び入札参加者が考える施設整備の概要を確認することを目的として、技術的対話を以下のとおり開催する。

なお、技術的対話は市と申込者の意思疎通を図る場であり、提案内容に関わる対話も想定されることから、申込者ごとに個別で行う。

(ア) 開催期間

令和８年８月３日（月） ～ ８月７日（金）を予定

(イ) 参加申込及び質問の提出期限

令和８年７月２４日（金）午後４時まで

(ウ) 参加申込方法

様式Ⅰ－８に記入のうえ、電子メールにより、水道施設課宛に提出する。なお、申

込者は電話により確認を行うこと。開催時間及び場所については、後日申込者へ通知する。

(エ) 提出資料

技術的対話に関する事前質問書（様式Ⅰ－８）とその説明資料

（確認したい事項の意図や背景を含め、各質問につき１～２枚程度のプレゼンテーション用スライドをMicrosoft Power Point形式で作成）

施設整備の概要説明資料

（プレゼンテーション用スライドをMicrosoft Power Point形式で作成、様式自由）

(オ) 回答の公表

技術的対話の回答は、令和８年９月上旬に市のホームページにて公表する。なお、申込者の企業名及び個人名は公表しない。

また、本提案書に直接関連しない質問、不当に混乱を招くおそれがある質問に対しては、回答をしない場合がある。

さらに、申込者から独自のノウハウ等に基づく内容の質問であると申し出された内容については、個別に回答する場合がある。

カ 入札書及び提案書等の受付

入札参加資格審査を通過した入札参加者から、本事業に関する以下の書類を記載した提案書等を受け付ける。

(ア) 受付期間

令和８年１０月６日(火) ～ １０月８日(木) 午後４時まで

(イ) 提出方法

提案書類の提出は、水道施設課に持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出された書類を確認後、市は受付票を発行する。

提案書類の提出方法の詳細については、様式集（提案書作成要領２（５）ウ）を参照すること。

(ウ) 提出書類

様式Ⅲ－１	入札時必要書類一覧表	１部
様式Ⅲ－２	入札説明書等に関する誓約書	１部
様式Ⅲ－３	入札書	１部
様式Ⅲ－４	全体年次計画表	１部
様式Ⅲ－５	基礎審査項目 確認シート(１)(２)(３)	１部

様式Ⅳ－1 技術提案書類提出書	1 部
様式Ⅳ－2 ～19 技術提案書	8 部
提案書の電子データ（CD－R等）	1 部

キ 提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために、入札参加者に対するヒアリングを実施する予定である。  
日時、場所及び実施方法等の詳細については、後日入札参加者へ通知する。

(7) 実施日時

令和9年1月上旬（予定）

(4) 実施場所

福井市上下水道局

ク 開札

開札の日時及び場所は、以下のとおりである。

(7) 日時

令和9年1月上旬（予定）午後 ※提案書に関するヒアリング終了後

(4) 実施場所

福井市上下水道局庁舎5階 入札室

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の参加資格要件

ア 本事業の入札参加者は、設計・工事業務を共同企業体で行う企業とし、その代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行うこと。なお、共同企業体の形態は特定建設工事共同企業体とし、その構成は、甲型共同企業体（共同施工方式）、乙型共同企業体（分担施工方式）のいずれか問わないものとする。

イ 共同企業体の構成企業は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

(7) 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、福井市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の該当する工事種目に登録されている者であること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けてから、3年以上継続して建設業を営んでいること。

(ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。

(エ) 本事業に係る他の共同企業体の構成企業でないこと。

(オ) 本事業に係る他の共同企業体を構成する各構成企業と関連のある者（親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者をいう。以下同じ。）ではないこと。

ウ 共同企業体の代表企業は、次に掲げる事項を満たしていること。

(ア) 設計・工事の事業期間を通じて本事業に専任し、設計から工事に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。

(イ) 共同企業体の代表企業は、構成企業1又は構成企業3から1者を選任すること。

エ 代表企業以外の構成企業は、次に掲げる事項を満たしていること。

(ア) 構成企業1（土木・建築工事）

- a 「土木一式」及び「建築一式」の工事種目に、市内又は準市内業者として名簿に登録され、A等級かつ完成工事高2億円以上であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する監理技術者を工事現場に専任で配置できること。なお、監理技術者は、土木工事及び建築工事に応じた適切な資格を有する者であること。
- c 平成18年4月1日以降、国又は地方公共団体（公社・公団を含む。）が発注した上水道（簡易水道、工業用水道を除く。）において、計画浄水量10,000m<sup>3</sup>/日以上浄水場の主要な施設構造物の新設又は更新工事を元請又は共同企業体として完了した施工実績を有すること。（共同企業体（甲型共同企業体（共同施工方式）・乙型共同企業体（分担施工方式）を含む。）又はSPCにより施工した場合は、施工負担割合（請負金額比又はこれに相当する出資・役割分担）が20%以上であるものに限る。）

(イ) 構成企業2（土木・建築工事）

- a 「土木一式」又は「建築一式」の工事種目に、市内業者として名簿に登録され、A等級かつ完成工事高2億円以上であること。

- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する国家資格を有する監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
  - c 令和7年度において、福井市との道路除排雪業務委託に係る契約を締結していること。
- (ウ) 構成企業3（機械工事）
- a 「機械器具設置」の工事種目に、市内、準市内、県内又は県外業者として名簿に登録され、A等級かつ完成工事高2億円以上であること。ただし、県内又は県外業者については、総合評定値が1,200点以上であること。
  - b 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
  - c 平成18年4月1日以降、国又は地方公共団体（公社・公団を含む。）が発注した上水道（簡易水道、工業用水道を除く。）において、計画浄水量10,000m<sup>3</sup>/日以上浄水場の主要な浄水処理施設の新設又は更新工事を元請又は共同企業体として完了した施工実績を有すること。（共同企業体（甲型共同企業体（共同施工方式）・乙型共同企業体（分担施工方式）を含む。）又はSPCにより施工した場合は、施工負担割合（請負金額比又はこれに相当する出資・役割分担）が20%以上であるものに限る。）
- (エ) 構成企業4（機械工事）
- a 「機械器具設置」の工事種目に、市内業者として名簿に登録され、A等級かつ完成工事高2億円以上であること。
  - b 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する国家資格を有する監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
  - c 平成18年4月1日以降、国又は地方公共団体（公社・公団を含む。）が発注した上水道（簡易水道、工業用水道を除く。）の機械設備の新設、更新又は機器取替工事を完了した施工実績を有すること。
- (オ) 構成企業5（管工事）
- a 「管」の工事種目に、市内業者として名簿に登載され、福井市水道本管工事業者の登録を有し、A等級かつ完成工事高2億円以上であること。
  - b 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する国家資格を有する監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
  - c 令和7年度において、福井市との道路除排雪業務委託に係る契約を締結していること。
  - d （公社）日本水道協会が主催する「大口径管講習会」を受講し、配水管技能者登録証（一般・耐震・大口径管）の交付を受けている者又は、（一社）日本ダクタイル鉄管協会が実施する「継手接合研修会」のうち、耐震管（φ500mm以上）

講座を受講し、JDPA 継手接合研修会受講証(耐大)の交付を受けている者を、担当技術者として施工現場に配置できること。

なお、当該担当技術者については、入札書提出日を基準日とし、その基準日以前3か月以上の継続した雇用関係を有すること。

オ 共同企業体の構成企業数は5者を基本とする。ただし、入札参加者が本事業の円滑な実施に資すると判断し、かつ、各構成企業が本入札説明書に定める同等以上の参加資格要件を満たす場合は、構成企業数を増やすことを妨げない。なお、本入札説明書に定める構成企業数を減らすことは認めない。

カ 入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事について明らかにすること。

キ 入札参加者の代表企業の変更は認めない。

ク 参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。

ケ 設計業務に関しては協力企業による実施とする。ただし、構成企業となることを妨げない。構成企業となる場合は、参加資格要件における構成企業の条件(P.11 3(1)イ)のうち、(エ)及び(オ)のみを適用する。

なお、設計業務の実施に必要な要件は以下のとおりとする。

- a 技術士法(昭和58年法律第25号)に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者又はRC CM(上水道及び工業用水道)の資格を有する者を1名以上配置すること。
- b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。そのうえで、一級建築士を1名以上配置すること。
- c 平成18年4月1日以降、国又は地方公共団体(公社・公団含む)が発注した、計画浄水量10,000m<sup>3</sup>/日以上急速ろ過方式による浄水場の新設又は更新に伴う詳細設計業務を元請又は共同企業体として履行し、引き渡した実績を有するものであること。

コ 電気工事に関しては既設電気・計装設備との取り合いが含まれるため、協力企業による実施とする。

なお、電気工事の実施に必要な要件は以下のとおりとする。

- a 「電気」の工事種目に、市内、準市内、県内又は県外業者として名簿に登録され、

- A等級かつ完成工事高2億円以上であること。
- b 平成18年4月1日以降、国又は地方公共団体（公社・公団を含む。）が発注した上水道（簡易水道、工業用水道を除く。）の電気設備の新設、更新又は機器取替工事を完了した施工実績を有すること。
- サ 上記以外を協力企業に発注する場合には、市内業者を積極的に活用すること。
- シ 次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。
- (7) 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (4) 市の指名停止又は指名除外の処置を受けている者。
- (ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係である者。
- (エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係である者。
- (オ) 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成企業等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者。
- (カ) 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続き開始の申立てが行われている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続き開始の申立てが行われている者。その他、経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者。
- (キ) 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、国税、県税及び市町村税を滞納している者。
- (ク) 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の処分を受けている者。

- (ケ) 本事業に係る事業者選定支援業務を委託している者、及び当該契約等支援業務において上記の者と提携関係にある者、並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。

本事業に係る支援業務に関与した者は次のとおりである。

- ・「中日本建設コンサルタント株式会社」
- ・「みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社」
- ・「TMI 総合法律事務所」

また、審査委員会の委員が属する組織及び企業、又はその組織及び企業と資本面もしくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面もしくは人事面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係にある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

## (2) 参加資格の喪失

参加資格確認後、事業契約締結までの期間に、入札参加者の代表企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則、当該入札参加者は失格とする。

また、落札者決定の公表から事業契約の締結までの期間に同様の事態が生じた場合には、市は事業契約を締結しないことがある。

## (3) 県産品の活用に関する配慮事項

本事業に係る工事及び業務に使用する資材等については、県産品を積極的に活用すること。

## (4) 入札に関する留意事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ・入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ・所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- ・入札に際して、連合等による不正行為があった入札
- ・同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- ・記入及び押印のない入札
- ・入札書の記載事項が確認できない入札
- ・委任状を持参しない代理人のした入札
- ・同一事項について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者に係る入札
- ・札書の金額の提示を改ざんし、又は訂正した入札

#### 4 審査及び選定に関する事項

##### (1) 落札候補者決定の体制

落札候補者の決定に当たり、入札参加資格審査、基礎審査及び定量化審査（価格評価）は市が行う。定量化審査（性能評価）及び総合評価は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うために設置している「プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」が行い、落札候補者を選定する。

委員会は次の委員で構成される。なお、委員会は非公開とする。また、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業について委員会の委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

（五十音順・敬称略）

氏名	所属等
池本 良子	金沢大学 名誉教授
奥村 充司	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 非常勤講師
木暮 昭彦	公益財団法人 水道技術研究センター 参与
高島 正信	福井工業大学 工学部 建築土木工学科 教授
南京 良幸	上下水道局 事業部長
林 幹郎	上下水道局 経営部長

##### (2) 審査の手順及び方法

###### ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

###### イ 入札書類審査（提案審査）

委員会は、あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがって、定量化審査（性能評価）を行い、その審査内容と本事業の実施に係る対価（入札価格）を総合的に評価し、落札候補者を選定する。

###### ウ 審査事項

評価項目の詳細及び配点等については、「落札者決定基準」において提示する。

###### エ 低入札価格調査

落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、別に定める低入札価格調査実施要綱に基づく低入札価格調査を実施し、事業の履行が不可能と判断された場合は失格とする。ここでいう調査基準価格とは、予定価格の91～93%までの範囲内でランダムに算出された金額をいう。

また、失格基準価格を設定し、開札後、失格基準価格未満で入札したものは失格とする。失格基準価格は、調査基準価格（税抜き）の90%の金額をいう。

調査の対象となった者は、資料の提出及び事情聴取等の調査に協力しなければならない。

低入札価格調査の流れについては、別紙4のとおりである。

(3) 落札者の決定と公表

市は、委員会の選定結果を踏まえ、令和9年1月中旬に落札者を決定し、市のホームページにて公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない、いずれの入札参加者の事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、もしくは適切な事業遂行が見込めない等の理由により、事業者を選定しない場合がある。事業者を選定しない場合は、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 事業契約に関する基本的な考え方

##### (1) 基本協定の締結

市は、落札者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

##### (2) 事業契約の締結

市は、共同企業体と本事業に係る「設計・工事請負契約」を締結する。

事業スキームについては、別紙1のとおりである。

#### 2 業務分担と予想されるリスク分担

市と事業者の業務分担及び予想されるリスク分担は別紙2、別紙3のとおりである。

業務分担の程度や具体的な内容については、最終的に事業契約で確定する。

#### 3 求められる業務水準

本事業の実施に際して求められる業務水準は、要求水準書及び事業提案によって定められる。

#### 4 事業者の収入

事業者が本事業の設計・工事業務を行い、市がその対価を支払うサービス購入型とする。

#### 5 事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分をすることはできない。

#### 6 履行保証等に関する事項

事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、以下の方法などにより事業契約の保証を行うことを想定している。詳細は設計・工事請負契約書（案）に示す。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

#### 7 保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、共同企業体等が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、共同企業体等は火災保険や第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

なお、市は、本事業で整備した施設の引渡しを受けるにあたり、所有者として建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。

#### 8 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計・工事業務について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約に定める。

また、事業者の提供する設計・工事業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

#### 9 市の支払いに関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、業務水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を事業者に支払う。サービス対価の構成、支払い方法については、設計・工事請負契約（案）に示す。

#### 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1 施設の概要及び規模

##### (1) 建設用地（所在地）

福井市北野下町及び北野上町地係



図1 位置図

## (2) 対象施設の概要

本事業の整備対象となる施設は以下のとおりである。

- ・計画浄水量：60,480 m<sup>3</sup>/日
- ・事業整備範囲：本事業の対象範囲を図3に示す。対象範囲は図中の赤、緑、茶の施設とする。
- ・既設流用：排水処理施設、第1配水池、第2配水池、配水ポンプ棟、送水ポンプ棟、管理棟
- ・撤去対象：撤去工事は対象外とする。
- ・浄水処理方法：凝集沈澱 + 急速ろ過

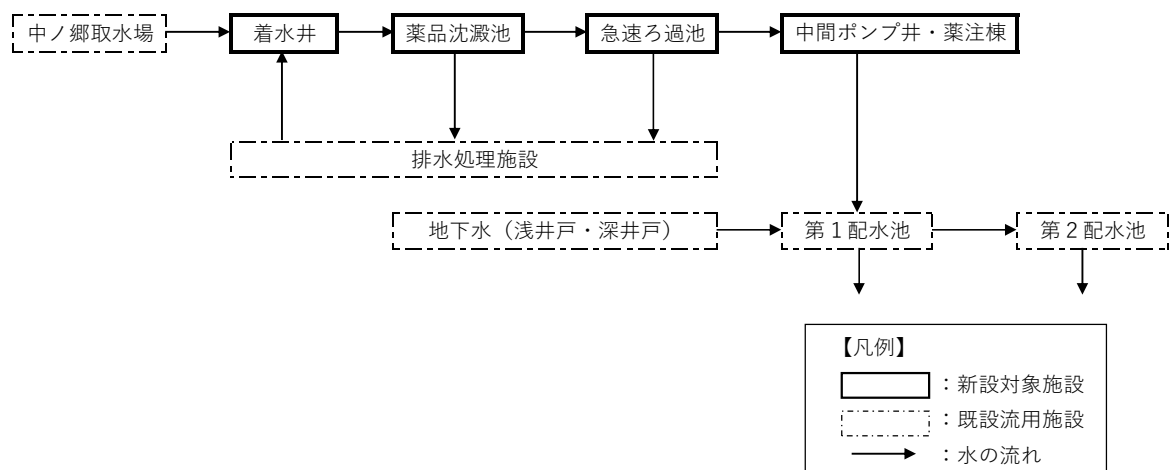
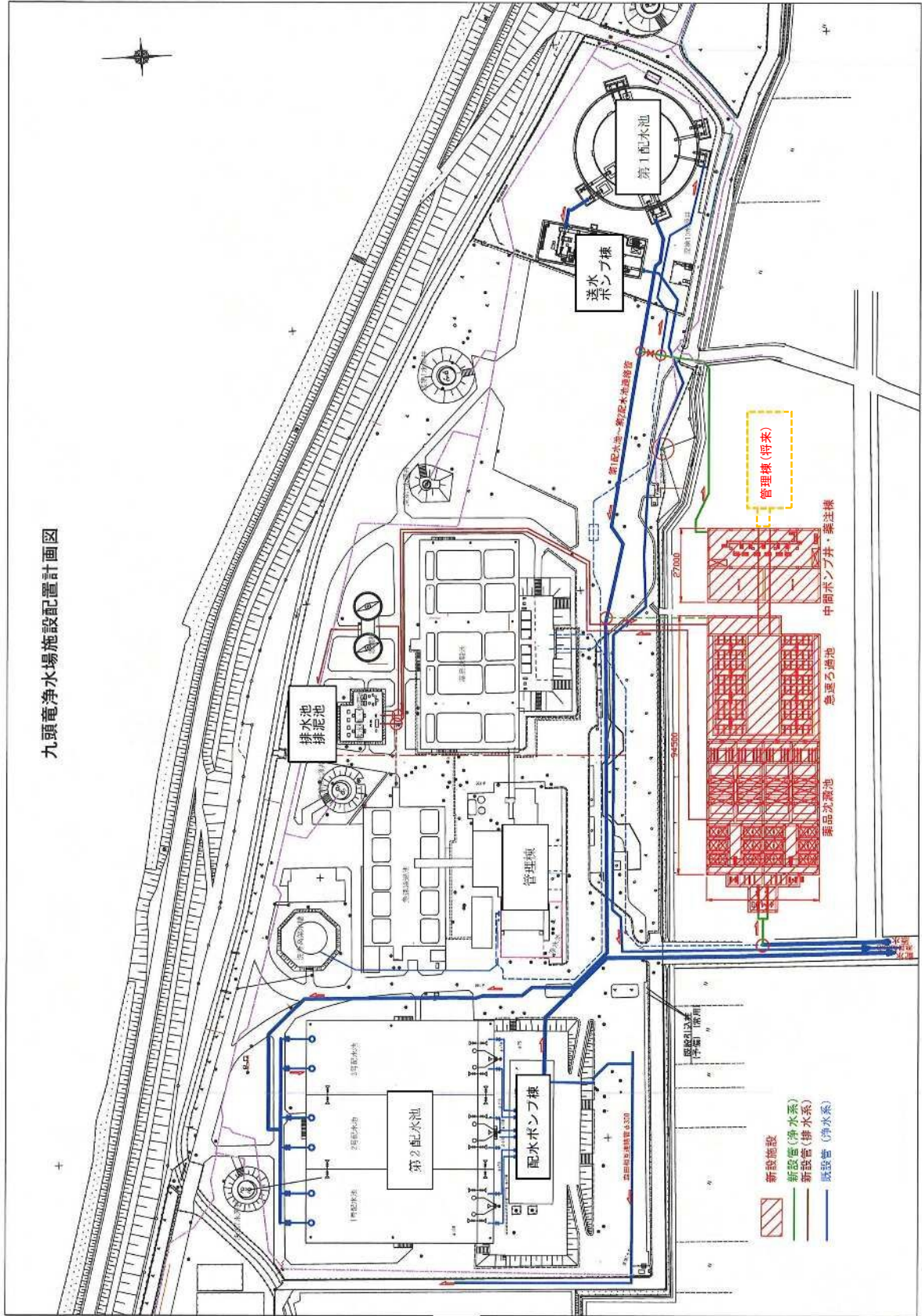


図2 水処理フロー図

九頭竜浄水場施設配置計画図



※新施設（朱書き）は暫定とする。

図3 整備対象範囲

(3) 既設施設の概要

ア 浄水能力

現況の浄水方法及び浄水能力は以下のとおりである。

表3 施設の現況

	表流水	地下水
計画 浄水量	80,000 m <sup>3</sup> /日 (基本設計報告書より)	60,000 m <sup>3</sup> /日 (基本設計報告書より)
浄水 方法	凝集沈澱+急速ろ過	滅菌
排水 処理	排水池⇒排泥池⇒濃縮槽 ⇒天日乾燥床	—

イ 施設配置

施設の配置状況は図4のとおりである。

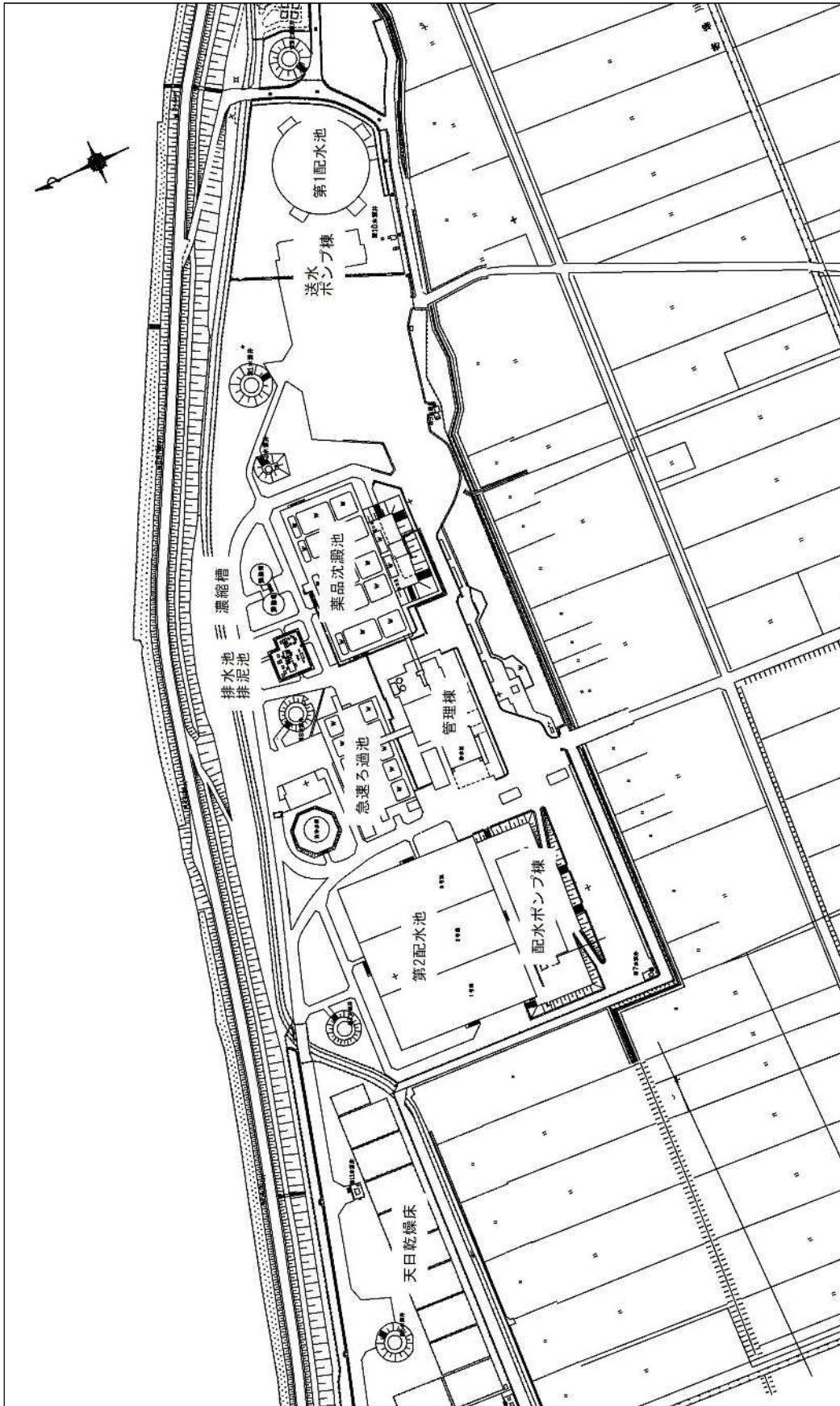


図4 施設配置図

## 第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、関係法令及び事業契約に従うこと。

### 2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福井地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産又は、事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

(3) 上記の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

(2) (1)の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 3 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めるとおりである。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。

### 3 その他の支援等に関する事項

市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

## 第8 その他、本事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決（債務負担行為）

本事業の債務負担行為の設定は、令和8年3月議会にて議決されている。

### 2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 3 入札保証金

入札保証金は免除する。

### 4 提出書類の取扱い

#### (1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の公表及び市が必要と認めるときは、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった提案については、落札者決定結果の公表以外に使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

#### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として入札参加者が負う。

### 5 情報の提供

本事業に係る情報の提供は、市のホームページを通じて行うものとする。

## 6 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

- ①グリーン購入等、省資源に配慮すること。
- ②省エネルギーに配慮すること。
- ③地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- ④水循環（雨水の地下への浸透性、既存の水源井への影響等）に配慮すること。
- ⑤周辺の生活環境（交通安全等）に配慮すること。

## 7 生活環境影響調査

本事業における施設整備は、「生活環境影響調査」の対象ではない。

また、環境影響評価法及び福井県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントにおいても対象にはならない。

## 8 本事業において使用する言語等

入札参加及び本事業に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 9 入札説明書等に関する問い合わせ

本入札説明書に関する問い合わせ先は、以下のとおりである。

質疑事項等は、電子メールにより水道施設課宛に提出する。なお、提出者は電話により確認を行うこと。

福井市上下水道局 事業部 水道施設課

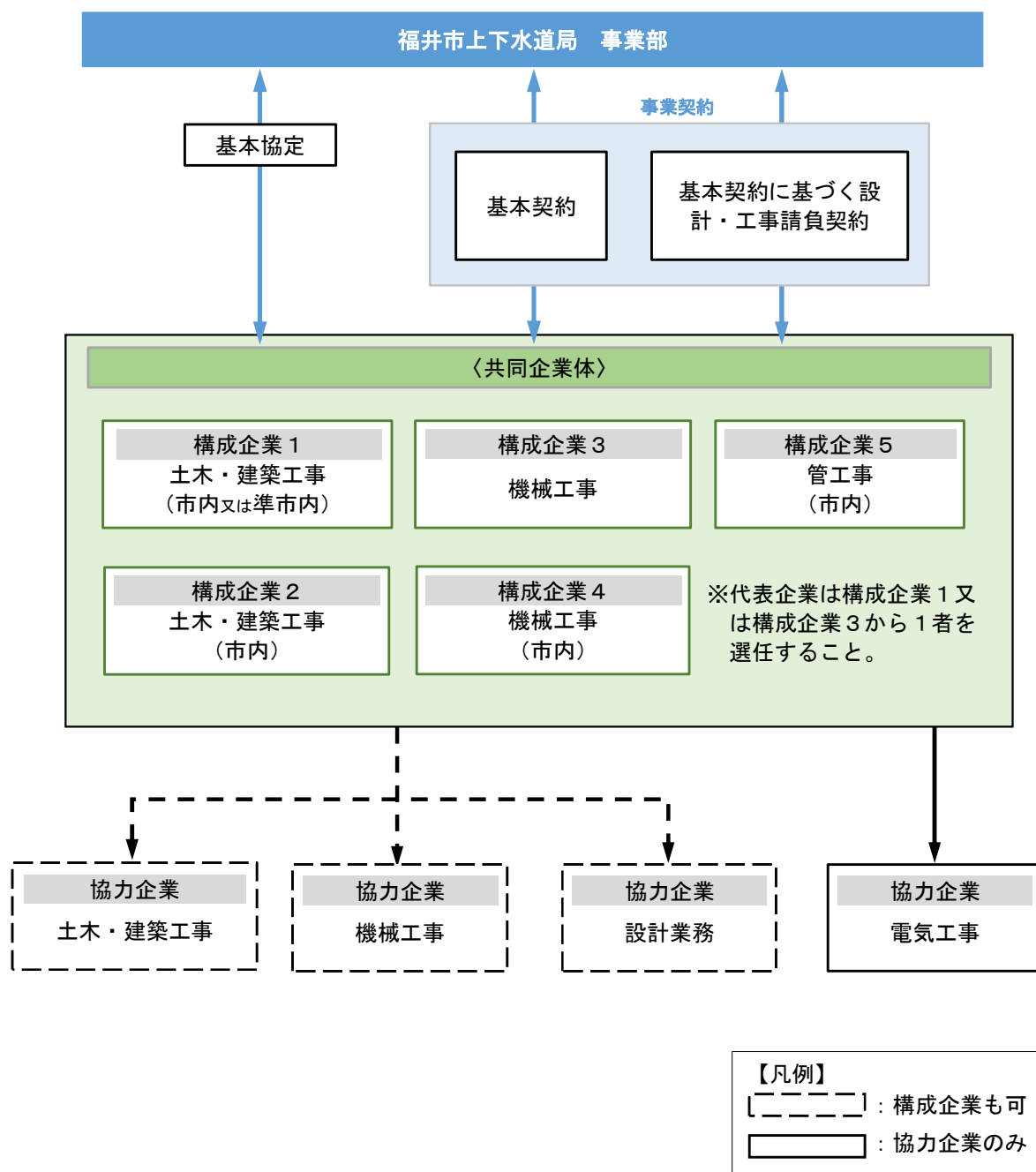
住 所：〒910-8522 福井市大手3丁目13番1号

TEL：0776-20-5635

FAX：0776-20-6127

E-mail：wsisetu@city.fukui.lg.jp

別紙1 事業スキーム



【注記】

共同企業体の構成企業数は5者を基本とする。ただし、入札参加者が本事業の円滑な実施に資すると判断し、かつ、各構成企業が本入札説明書に定める同等以上の参加資格要件を満たす場合は、構成企業数を増やすことを妨げない。

なお、本入札説明書に定める構成企業数を減らすことは認めない。

別紙2 業務分担

業務内容			分担者		
			市	民間事業者	
<b>設計業務</b>					
1 事前調査業務	1.1	用地測量		●	
	1.2	地質調査		●	
	1.3	土壌汚染測定		●	
	1.4	雨水・汚水排水経路の確認		●	
2 設計業務	2.1	実施設計 浄水施設設計（既設流用施設改造設計を含む。） 電気・計装設備設計 付帯施設・場内整備設計 場内配管設計		●	
				●	
				●	
				●	
	2.2	設計・建設に必要な申請書類作成等	●	○ ※1	
2.3	近隣住民の同意の取得、近隣住民対応	●	○ ※1		
2.4	補助申請	●	○ ※1		
<b>建設業務</b>					
3 周辺影響調査業務	3.1	周辺調査		●	
	3.2	その他必要な調査		●	
4 建設業務	4.1	新設対象施設 導水施設（本施設隣接道路から導水管を分岐し着水井に接続するまでの配管類） 浄水施設（着水井、薬品混和池、フロック形成池、薬品沈澱池（傾斜板）、急速ろ過池、中間ポンプ井・薬注棟、場内連絡管路） 排水処理施設（浄水施設から排水処理施設（既設）に接続するまでの配管類）		●	
				●	
				●	
	4.2	既設流用施設 取水施設（中ノ郷取水場） 浄水施設（管理棟） 配水施設（第1配水池、第2配水池、配水ポンプ棟、送水ポンプ棟） 排水処理施設（排水池、排泥池、濃縮槽、天日乾燥床）		●	
				●	
				●	
				●	
4.3	その他 雨水調整池		●		
4.4	試運転・運転指導業務	○ ※2	●		
4.5	運転マニュアルの作成及び本市職員・維持管理者への指導		●		
4.6	工事に伴う各種申請等		●		
5 工事監理業務	5.1	工事監理	●	○ ※3	
	5.2	工事現場管理		●	
6 保安業務	6.1	施設全体の保安		●	
	安全衛生管理業務	6.2	安全管理・事故防止		●
		6.3	衛生管理		●
	災害・事故対策業務	6.4	災害、事故等の緊急時の体制の構築		●
		6.5	災害、事故等の緊急時の対応		●
	施設公開業務	6.6	見学者対応	●	○ ※2
	その他の業務	6.7	近隣住民対応	●	○ ※2
		6.8	セルフモニタリング		●
		6.9	モニタリング	●	

※1 ○は、申請に伴う補助作業（申請書類の作成等）を示す。

※2 ○は、市及び事業者の双方が関与する業務を示す。

4.4 試運転・運転指導業務：事業者が主体である。

6.6 見学者対応：市が見学者の受入れを決定する立場であるが、主な作業は事業者が行う。

6.7 近隣住民対応：市が住民に対して対応し、必要な資料は事業者が作成する。

※3 ○は、建築士法に関する工事監理は事業者が行う。

別紙3 リスク分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	民間事業者	
1	1.1 募集要項	記載内容の変更に関するもの、入札説明書等の誤りに関するもの	●		
		市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●		
	1.2 契約締結	事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		●	
		市による債務不履行（支払い遅延・不払い等）	●		
	1.3 財務	事業者による債務不履行（倒産等）		●	
		1.4 制度関連	政治	債務負担行為等の議決に関わるもの	●
	対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの		●		
	事業の縮小・拡充に伴う、対象範囲の変更に関わるもの		●		
	法制度		本事業に関わる法制度・許可可の新設・変更	●	
	上記以外のもの			●	
	許認可遅延		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	1.5 社会	第三者賠償	事業者の責めに帰すべき事由による第三者賠償（建設における騒音、振動、光、臭気に関するもの）		●
			市の責めに帰すべき事由による第三者賠償	●	
		住民対応	本事業に対する住民反対運動・要望に関わるもの	●	
			事業者が行う業務（調査、工事等）に対する住民反対運動・要望に関わるもの	▲	●
		環境問題	事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		●
			上記以外の原因による環境の悪化	●	
	1.6 想定外業務	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・事業継続の不履行	● 注1	▲ 注2	
	1.7 労務	教育・研修	関連経費及び予備要因の配置又は応援委員の確保		●
		セクハラ・パワハラ	事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
		不正・犯罪	事業者の従業員の不誠実行為（贈賄、情報漏えい等）による業務停止、契約解除		●
	1.8 見学者対応	施設の工事によって見学者が怪我をした場合		●	
	1.9 安全確保	事業者が行う調査、工事における安全性の確保		●	
		上記以外の作業に係る安全性の確保	●		
	1.10 事業者の発注する業務	事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●	
	1.11 各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発注	●		
	1.12 補助金受給・起債	補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能、起債に関するもの	●		
1.13 関係機関等の調整	市の責めに帰すべき事由による事業の延期などに関するもの	●			
	事業者の責めに帰すべき事由による事業の延期などに関するもの		●		
1.14 事業の中断	市の責めに帰すべき事由による事業の中断等	●			
	事業者の責めに帰すべき事由による事業の中断（事業者の経営破綻又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		●		
1.15 計画変更	市の責めに帰すべき事由による事業内容、用途の変更に関するもの	●			
1.16 契約不履行	事業者の責めに帰すべき事由による契約不履行（事業者の更新した施設・設備の性能不足）		●		
	上記以外によるもの	●			
1.17 不可抗力	戦争、暴動、天災、台風、風水害等、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中断に関するもの	●	▲ 注2		
1.18 保険	設計段階及び工事段階のリスクをカバーする保険		●		
1.19 資金調達	事業者の資金調達に関するもの		●		
1.20 物価	事業期間中の物価変動	●	▲ 注2		

閲覧可能資料において、存在が確認されるものについては、事業者の負担。確認されないものについては、市の負担とする。

※ ●：主負担、▲：従負担

注1 事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは市のリスク分担とする。

注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する。（詳細については、入札公告時に示す）

		リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				市	民間事業者
2	設計段階	2.1 事前調査	市が実施した測量・調査に関するもの 事業者が実施した測量・調査に関するもの	●	●
		2.2 計画・設計・仕様変更	市の請求による変更・不備 事業者からの請求による変更・不備	●	●
		2.3 設計	市の責めに帰すべき事由による設計等の完了遅延・建設費の増大（市の責めに帰すべき事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、建設用地の変更等） 事業者の責めに帰すべき事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、基本設計・実施設計の不備、事業者の責めに帰すべき事由による履行遅れ等）	●	●
3	建設段階	3.1 地中埋設物	入札説明書等に記載のない大規模な埋設物に関するもの 上記以外に関するもの	●	●
		3.2 工事遅延	市の責めに帰すべき事由による完工遅延 事業者の責めに帰すべき事由による完工遅延	●	●
		3.3 工事監理	工事監理に関するもの 工事現場管理に関するもの	●	▲ 注3
		3.4 工事費増大	市の責めに帰すべき事由による工事費増大 事業者の責めに帰すべき事由による工事費増大	●	●
		3.5 性能	要求性能不適合（施工不良を含む）		●
		3.6 施設の契約不適合	更新対象施設において事業者が建設、改修した施設に関するもの（施設の契約不適合担保期間）		●
			更新対象施設において事業者が建設、改修した施設に関するもの（施設の契約不適合担保期間以降） 上記以外に関するもの	●	
		3.7 引渡前障害	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他施工に関して生じた損害		●
3.8 安全確保	工事現場における事故等の発生		●		

閲覧可能資料において、存在が確認されるものについては、事業者の負担。確認されないものについては、市の負担とする。

※ ●：主負担，▲：従負担

注3 建築士法に關係する工事監理については事業者が負担する。

別紙 4 低入札価格調査の流れ

